

監査公表第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 (2013) 年 1 月 9 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治
彦根市監査委員 西 川 正 義

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 2 4 年 1 2 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
1 2 月 2 1 日	情報政策課 人権政策課

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
1 2 月 4 日	若葉小学校 中央中学校 荒神山自然の家
1 2 月 7 日	東山会館 東山児童館 旭森地区公民館 旭森幼稚園
1 2 月 1 7 日	東地区公民館 西地区公民館 彦根城博物館 彦根幼稚園

12月18日

南地区公民館 農村環境改善センター 亀山出張所 亀山小学校

2 監査の方法

各所属とも、平成24年度（平成24年10月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

東山会館の講座等受講料については、現金で徴収した後の収入処理がなされないまま、1年半以上にわたり金庫に放置されていた。きわめて杜撰な公金処理である。今後は、彦根市財務規則第31条の規定に基づき、適切に処理されることを強く求める。

農村環境改善センターの学校給食配送委託については、契約書に委託金額が明記されておらず、契約の締結日が委託期間の開始日より後の日付となっていた。今後の契約においては、具体的な契約金額を契約書に明記するとともに、契約の締結日は契約期間の開始日以前の日とされたい。また、具体的な委託業務の内容についても契約書に明記されたい。

情報政策課の彦根市ホームページの充実については、各所属において月1回ホームページの内容をチェックすることになっているので、情報政策課においては所属のチェックが確実に行われているか毎月確認されたい。また、ラジオ広報については、費用対効果の把握に努め、内容の充実を図られたい。

人権政策課の国際理解教育推進事業委託については、彦根市契約規則第20条の2の規定に基づき、見積書の徴収について適正に事務処理をされたい。また、具体的な委託内容を契約書に明記するとともに、教育委員会等の関係機関と十分に協議を行い、事業を実施されたい。

同じく人権政策課の人権推進協議会委員研修委託については、協議会の構成員である委員に対する研修を協議会自体に委託するという不自然な委託の形態である。委託ではなく直接経費により執行することも含め、今後の事業の進め方を検討されたい。

学校給食実施校の学校給食費未納については、彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、市長との連名による未納通知により納付を促し、納付が履行されるようにされたい。

各小学校および中学校の学校用務員の勤務時間については、恒常的に早朝の時間外勤務をさせる必要があるのであれば、正規の勤務時間の開始を早めるなどの方法を検討された

い。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。